

円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令の一部を改正する政令案要綱

1. 報復関税に係る対象品目を変更することに伴い、政令の題名を変更することとする。(題名関係)
2. 報復関税に係る対象品目及び税率を変更することとする。(別表関係)
3. 平成25年8月31日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を1年延長することとする。(第1条及び第2条関係)
4. この政令は、平成25年9月1日から施行することとする。